2018 年 5 月 12 日 中央大学×LLAN 連続公開講座

府中青年の家裁判を振り返る――弁護団の立場から

弁護士 中川重徳 (諏訪の森法律事務所)

fv7s-nkgw@asahi-net.or.jp

◆事件との出会い

1959(S.34) 生まれ

1978(S.53) 大学入学

1988(S. 63) 弁護士登録 (東京弁護士会)

11.29 永野靖氏 (現在・弁護士) からカミングアウト

1990(h.2)4.7 永野氏からの電話

◆思い知らされたホモフォビア/叩きつぶされた新米弁護士の正義感

○K課長の発言

「規約は今から作るんですか?」「アカーの人達のほうが(風呂場で)変なことをしてた んじゃないんですか」

- ⇒『教育委員会の正式の会議の場で議論させればさすがに拒絶できないのでは』=請願書提 出
- ○しかし,教育委員会定例会も不許可処分(1990.4.26)

◆提訴に向けて

- ○男女別室ルールの壁
- ○最高裁図書館に通ったが・・・
- ○アカーメンバーとの葛藤

異性愛者であること, 社会の構造の発見と自覚

○それでも前へ前へ

◆勝訴に向けて

- (1) 「男女別室ルール」に対峙する論理
 - ・訴状作成の中で到達した戦略 (別室ルールのワナの暴露) 問われるべきは「同性愛」ではなく不許可とせねばならない理由
 - ・徹底した求釈明⇒ついに裁判所が・・・
- (2) トム・アミアーノ証人尋問

当初の意図を越えた成果 (教育的対応とは)

- (3) 「男女別室」は絶対のルールではなかった!
 - ・全国青年の家電話大作戦・都も対抗して調査。ところが・・・
 - ・後には宿泊報告書
- (4) 裁判官の意識(偏見)を変える
- (5) 社会を変える=証拠化
 - 広辞苑
 - 文科省資料
 - 精神医学
- ◆法律家としての原動力
- ◆未来をつくるのは私たち

◆府中青年の家事件の経過

1990.2.11-12 府中青年の家で宿泊合宿 (リーダー会で自己紹介⇒いやがらせ)

(アカー規約)

『同性愛者の相互協力を基礎として, ①ネットワークづくり, ②正確な知識の普及, ③社会的な差別や偏見の解消等を目的』

3.24 青年の家所長と交渉

(所長回答)

「なぜその場で注意しなかったのか」

「あなたがたの『主張や行動』が尊重されなければならないとしても、今日(現在)の日本国民(都民)のコンセンサスを得られている内容とは思いません。特に青年の家は、『青少年の健全育成』を目的として設置されている教育機関・・このような目的を持つ教育機関の長として、私はあなた方の主張や内在する行為を支援するわけにいきません。他の青少年にとって正しいとは言えない影響を与えることを是としない立場にあるものとして、次回の利用についてはお断りしたい・・」

4.13 東京都教育委員会に対する請願書提出

※ I L G A 日本, れ組スタジオ東京, 掛札悠子さんらとともに都庁ビラまき等

4.26 都教委,5月の利用につき**不許可決定**,

(教育長コメント)

『東京都教育委員会は、この団体の目的や活動について問題にしているのではないので一般的に公の施設の使用を拒むものではない。

しかし、施設にはそれぞれ設置目的があり、又使用上のルールがある。

青年の家は、「青少年の健全な育成を図る」目的で設置されている施設であることから、男女間の規律は厳格に守られるべきである。

この点から、青年の家では、いかなる場合でも男女が同室で宿泊することを認めていない。このルールは異性愛に基づく性意識を前提としたものであるが、同性愛の場合異性愛者が異性に対して抱く感情・感覚が同性に向けられるのであるから異性愛の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにいかない。浴室についても同様である。』

1991.2.12 東京地裁へ提訴

4.11 法律家団体で学習会 「相手を選ぶべき」とも

5.3-5 地方交流合宿@名古屋(東京,名古屋,大阪のグループから参加)

東大5月祭企画(浅田彰, 石坂啓ほか)300人超

- 6月 ILGA 日本・OCCUR 米国ゲイコミュニティ視察
- 3.8 第1回期日についての上申書を提出
- 5.20 ①第1回口頭弁論 (713 法廷) 原告本人意見陳述・傍聴立ち見含め 80 名
- 7.22 ②第2回口頭弁論(713)
- 9.9 ③第3回口頭弁論(713) 傍聴希望者80名 被告準(2)
 - 11.3 中大企画
 - 11.9 二宮周平先生研究室へ@立命館大学
 - 11.10 ゲイ・ライツ IN 大阪 (大阪市立中央青年センター)

- 11.11 ④口頭弁論(713) GAPA から傍聴
 - 11.24 東大駒場祭企画 (二宮周平&福島瑞穂)
- 12.9 ⑤口頭弁論(713)
- 1992. 2. 24 ⑥尋問(713)風間? 傍聴希望101名
 - 4.26 ゲイライツ in 東京
 - 5.18 ⑦尋問 風間・瀬川尋問 (713)
 - 6.15 ⑧尋問 瀬川反対尋問 (713)
 - 8.31 ⑨尋問 瀬川反対尋問続行(713)
 - 9.16 裁判官面会 (トム・アミアーノ氏の証人尋問)
 - 10.19 ⑩裁判所が東京都へ求釈明,トム・アミアーノ証人採用決定
 - 92.11 「エイズは笑う」問題
 - 92.11 中野サンプラザ・名称利用拒絶問題「お客さんが見てどのように感じるか」
 - 92 ロバータ・アクテンバーグ(サンフランシスコ市政執行委員), リーランド・イ, エドウィ M リー, トム・アミアーノ (教育委員会委員) 各氏が裁判所あてにサポートレター
 - 12.15-19 弁護団 (森野・中川) サンフランシスコへ (尋問打合せ)
- 1993. 1. 18 ⑪トム・アミアーノ氏証人尋問(SF 教育委員)
 - 93.1 「生徒の問題行動に関する基礎資料」文部省へ申入れ(トム同行)
 - 93.3 札幌北警察署人権侵害捜査事件(ILGA 日本・札幌ミーティングが取り組み)
 - 93.3 厚生省エイズサーベイランス委員会感染経路「異性間性的接触/男性同性愛」の表現を改める
 - 93.4 「同性愛報道の手引き」発行
 - 2.23 進行協議(青年の家実態調査の提出について)
 - 5.13 裁判官面会
 - 719 迎全国の青年の家運用実態調査提出
 - 10. 18 (3) (713)
 - 12.6 ⑭結審 意見陳述(713)
- 1994.3.30 一審判決
 - 94.6 レズビアン・カップルの依頼により共同生活合意書&遺言作成
 - 7.11 控訴審裁判官面会(第4民事部)
 - 7.14 ①控訴審第1回期日(817)
 - 94.8.7-11 第 10 回国際エイズ会議(横浜) ⇒入管法付則廃止と感染者・セックスワーカー・ドラッグユーザー入国サポート,口頭発表「日本のエイズポリシーとホモフォビア」,AIDS 文化フォーラム等
 - 94.8.5-7 横浜市立三ツ沢公園少年野外活動センター(単独宿泊利用)
 - 94.8.28 第1回東京レズビアン・ゲイ・パレード
 - 10.11 ②控訴審第2回期日(101)
 - 12.- 弁護団ニューヨークへ
 - 12.20 ③控訴審第3回期日(817)
 - 95.2.16 山本直英氏尋問うちあわせ (紀尾井町)
- 1995. 2. 21 ④控訴審第 4 回期日(817)
 - 4.13 ⑤控訴審第3回期日(817)
 - 6.8 裁判官面会(第4民事部)
 - 6.13 ⑥控訴審第3回期日(817or820)?
 - 95.6.29-30 松山市野外活動センター 交流合宿(鍋横ハイキングクラブ・男女同室)

- 95.7 横浜市立三ツ沢公園少年野外活動センター
- 8.31 ⑦弁論(817)書証原本 ガイドブック, 伊東大祐弁護士参加
- 10.12 ⑧高村延雄 生涯学習部長(主尋問)(101)
- 11.28 ⑨高村延雄 生涯学習部長(反対尋問)(101)
- 1996. 1. 25 ⑩高村延雄 生涯学習部長(反対尋問)(101)
 - 3.21 裁判官面会(第4民事部)
 - 3.28 ⑪控訴審第回期日(817)弁論
 - 5.16 ②控訴審第回期日(817)弁論
 - 7.4 ⑬控訴審第回期日(101)尋問事項書・合宿の写真
 - 9.10 ⑭控訴審第回期日(101)
 - 11.19 ⑤控訴審第回期日(817)弁論
- 1997.2.6 ⑯山本直英 証人(主尋問)(101)
 - 4.10 (①山本直英 証人(反対尋問)()
 - 7.8 ⑧控訴審結審(101)
 - <mark>9.16 控訴審判決言渡</mark>(棚村政行先生傍聴)

◆東京地方裁判所平成 6年 3月30日判決(抄)(判例タイムス 859-163、判例時報 1509-80)

第三 当裁判所の判断

一 同性愛、同性愛者について

証拠(略)及び弁論の全趣旨より、次の事実が認められる。

- 1 同性愛は、人間が有する性的指向(sexual orientation)の一つであって、性的意識が同性に向かうものであり、異性愛とは、性的意識が異性に向かうものである。同性愛者とは、同性愛の性的指向を有する者のことであり、異性愛者とは、異性愛の性的指向を有する者のことである。(弁論の全趣旨)
- 2 同性愛に関する状況について
- (一) かつて、同性愛に関する心理学上の研究の大半は、同性愛が病理であるとの仮定に立ち、その原因を見い出すことを目的としていたが、一九七五年以来、アメリカ心理学会では、同性愛に対する固定観念・偏見を取り除く努力が続けられてきた。(甲一○四、一○五)

また、国際的にも影響力のあるアメリカ精神医学会により作成される精神障害の分類と診断の手引き (DSM) においては、一九七三年一二月、アメリカ精神医学会の理事会が同性愛自体は精神障害として扱わないと決議し、DSM一Ⅲの第七刷以降「同性愛」という診断名は削除され、代わって「性的指向障害」という診断名が登場し、DSM一Ⅲにおいてはそれが「自我異和的同性愛」という診断名に修正された。これは、自らの性的指向に悩み、葛藤し、それを変えたいという持続的な願望を持つ場合の診断名である。しかし、この「自我異和的同性愛」という診断名も、同性愛自体が障害と考えられているとの誤解を生んだこと、右診断名が臨床的にほとんど用いられていないことなどから、一九八七年のDSM一Ⅲの改訂版 DSM—Ⅲ—R からは廃止された。(甲一〇六の1、2、一〇七の1、2)

更に、世界保健機構で作成されている ICD 国際疾病分類の第九版である ICD—9 をアメリカ連邦保健統計センターが修正し一九七九年一月に発効した ICD—9—CM では、「同性愛」という分類名が「性的逸脱及び障害」の項の一つとしてあげられていたが、ICD—9 の改訂版である ICD—10 の一九八八年の草稿では「同性愛」の分類名は廃止され、「自我異和的性的定位」という分類名が用いられており、これについては、「性的同一性、性的指向に疑いはないが、もっと違ったものであればよいのにと願い、それを変えるための治療を求める場合がある。」と記述されている。同じく一九九○年の草稿では「自

日本においても、精神科国際診断基準検討委員会によってわが国の診断基準の「試案」が作られ、そこにおいては種々の意見があったが、「同性愛」は「性障害」の診断名としては取り上げられず、「同性愛」は精神障害に入らないとの前提のもとに、参考項目に付加的分類名として残されるのみとなった。 (甲一一一)

このように、心理学、医学の面では、同性愛は病的なものであるとの従来の見方が近年大きく変化してきている。

- (二) 次に、同性愛に関する記述をみると、次のように種々の記述があるが、同性愛を異常視する従来の傾向の見直しが行なわれている状況にあるといえるであろう。
- (1) 「イミダス」集英社、平成二年版、甲八六)では、「同性愛」を「解剖学的に自分と同じ性に対するエロチックな反応のこと」と定義し、ゲイ解放運動、一九七三年にアメリカの精神医学会が同性愛を精神障害とみなすことをやめたこと、同性愛の原因等の紹介の後、「男性ホモの場合は強迫的で反復性のある肉体関係がつきまとい、対象を変えることが多い。」と記述していた。

しかし、「イミダス」は、その後平成六年版において、右「男性ホモの場合は強迫的で反復性のある 肉体関係がつきまとい、対象を変えることが多い。」との記述部分を削除し、「同性愛も異性愛も、人 間の性のあり方の一つと考えるのが妥当だろう。」との記述を付け加えている。

- (2) 「智恵蔵」(朝日新聞社、平成二年版、甲八八)では、「同性愛」を「男女が異性を愛する心情と同じように同性を愛すること」と定義し、従来同性愛者が厳しい差別の中におかれ、同性愛に対する偏見(異常視)の見直しが求められていることが述べられた後、スウェーデンでは一九八八年一月に「共同生活者の共有住居と共有財産に関する法律―同棲法」が施行され、同性愛のカップルも結婚した夫婦と同じように社会的に認知されたこと、一九八九年七月にサンフランシスコ市で同性の結婚を認めたことが紹介されている。
- (3) 「広辞苑」(岩波書店)は、その第三版(昭和五八年一二月第一刷発行)で、「同性愛」を「同性を愛し、同性に性欲を感ずる異常性欲の一種。」と定義していたが、第四版(平成三年一一月第一刷発行)では、「同性愛」を「同性の者を性的愛情の対象とすること。また、その関係。」と定義している。(乙一〇)
- (4) 「大辞林」(三省堂 昭和六三年)も、「同性愛」を「同性の者を性的愛情の対象とすること。 また、その関係。」と定義している。

(三) 文部省における状況について

文部省発行の「生徒の問題行動に関する基礎資料」(昭和五四年一月、甲八九、乙七)では、「同性愛」を「性的な行為が同性間で行なわれる場合である。」と定義し、原因についての記述の後、「この同性愛は、アメリカなどでの"市民権獲得"の運動もみられるが、一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう。」と記述している。

しかし、同じく文部省発行の「生徒指導における性に関する指導」(昭和六一年三月、甲九○)では、 同性愛に関する記述はなされていない。

なお、文部省は、原告アカーの抗議に応じ、右記述を不適当なものと認めて見直しを考えていると報道されている。 (甲一一二ないし一一五)

(四) ところで、従来同性愛者は、婚姻制度の枠組みの外におかれていたが、サンフランシスコ市では、

平成三年二月から同性愛者のカップルの内縁関係を市が認定する制度が発足した。(甲五九、六〇、証 人トム・アミアーノ)

3 右のように、同性愛についての状況は、近年急激に変化しているが、従前の状況下においては、 同性愛者は孤立しがちとなり、自分の性的<u>指向に関し悩み苦しんでいたことがうかがわれる。</u>

サンフランシスコ市でも同性愛者に対する嫌がらせ、暴行が起こり、同性愛者の自殺も問題となった。また、教育の場では、一般の生徒は、同性愛者を性的な存在としてしかとらえず、完全な人格を持ったものとしてはとらえない傾向があった。そこで、サンフランシスコ市では、<u>右のように従前正当な認知を与えてこなかった同性愛者の生徒の教育を受ける権利を保障するため、一九八九年から、同性愛者の生徒の</u>生徒のためのサポートサービスが取り組まれている。

また、同種のサポートサービスは、ロサンゼルス市、サンディエゴ市でも取り組まれている。(甲六 五の 2、九四ないし一○一、一○三、証人トム・アミアーノ)

I 憲法二一条、二六条、地方自治法二四四条に鑑みると、原告らは、「公の施設」である本件府中青年の家についてその利用権を有しているものと認められる。しかるところ、地方自治法二四四条二項は「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と規定し、また、同条三項は「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定している。したがって、都青年の家条例八条一号にいう「秩序をみだすおそれがある」ときも、二号にいう「管理上支障がある」ときも、右のような趣旨において解釈されるべきである。

II ところで、同性愛者が青年の家における同室宿泊を拒否された場合には、同性愛者は青年の家に全く宿泊することができなくなる。なぜなら、男女の場合には、その同室宿泊を拒否されても、通常、別々の部屋に分かれて宿泊することができるのに対し、同性愛者の場合は、相当数の個室でもない限り、別々の部屋に分かれて宿泊することはまず不可能であるからである。これは、男女の場合に比べて著しく不利益であり、同性愛者が青年の家の利用権を奪われるに等しいものである。

Ⅲ そうとすると、同性愛者の同室宿泊を拒否するためには、前記(1) I のように一般的に同性愛者が同室に宿泊すれば男女が同室に宿泊した場合と同様に性的行為に出る可能性があるというだけでは足りず、当該同性愛者においても性的行為に出るという具体的可能性がなければならないというべきである。その場合に初めて都青年の家条例八条一号または二号の要件を充たすものというべきである(したがって、男女の場合にも、男女の同室宿泊を拒否すれば宿泊そのものができなくなることが常態の場合には、当該男女が同室宿泊をすることによって性的行為に出る可能性が具体的にあるか否かを検討することが必要となろう。)。(中略)

IV これを本件についてみるに、そもそも、都教育委員会は、右具体的可能性の有無を当初から問題とせず、単に、原告アカーが同性愛者の団体であり、「同性愛者」と「男女」とは同じであるとの考えのもとに本件不承認処分をなしたものであって、既にこの点において違法たるを免れないが、仮にこの点をしばらくおくとしても、原告アカーについて、本件使用申込当時そのメンバーにおいて府中青年の家に同室宿泊をした場合性的行為に出る可能性が具体的にあったことを認めるに足る証拠はない。

VI 以上、要するに、都教育委員会は、本件使用申込に対しては、性的行為のなされる具体的可能性がある場合にのみこれを不承認処分とすることができたのに、その具体的可能性があるか否かを認定せずあるいは具体的可能性があることを認めるに足る事実はなかったのに、本件不承認処分をなすに至ったのであって、本件不承認処分は、地方自治法二四四条二項、都青年の家条例八条の解釈適用を誤っ

◆東京高等裁判所 平成9年9月16日判決 (判例タイムス 906-206)

男女別室宿泊の原則は、(中略)、性的行為が行われる可能性を一般的には少なくする効果はあるが、実際にそのような行為が行われないかどうかは、最終的には利用者の自覚に期待するしかない性質のものというべきである。そして、青年の家において、性的行為に及ぶ可能性をなくすために、特に利用者の自覚を促したり、監視をするなどの働きかけをしていることは本件全証拠によるもこれを認めるに足りない。また、青年の家における宿泊形態においては、そもそも性的行為に及ぶ可能性がそれほど高いとはいえないことは前記説示のとおりである。(中略)。現実には生ずる可能性が極めて僅かな弊害を防止するために、この程度の必要性と効果を有するに過ぎず、また元来は異性愛者を前提とした右原則を、同性愛者にも機械的に適用し、結果的にその宿泊利用を一切拒否する事態を招来することは、右原則が身体障害者の利用などの際、やむを得ない場合にはその例外を認めていることと比較しても、著しく不合理であって、同性愛者の利用権を不当に制限するものといわざるを得ない。

「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成二年当時においても同様である。」

◆参考

- ○「ヘイトスピーチにさらされる性的マイノリティ 人権の視点から考える」『世界』2月号
- ○「自分たちの未来を切り開く==府中青年の家裁判から==」『統合失調症のひろば』2016 秋号 117
- ○「LBGT と子ども―教育現場における問題点―」『法学セミナー』62 巻 10 号 35 頁 (2017)
- ○同性婚人権救済弁護団編「同性婚 誰もが自由に結婚する権利」 (明石書店、2016) 、
- ○「同性パートナーシップ制度 世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望」(共編著・日本加除出版、2016)